



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○商標法施行規則等の一部を改正する
省令（経済産業七）

〔告 示〕

○指定統計調査の結果の公表等に関し
報告を受けた事項を告示（総務九四）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁	六
建設業の許可の取消処分関係	
裁判所	
破産、免責、再生関係	三〇
特殊法人等	
税理士登録者・証券無効・登録まつ	
消、日本弁護士連合会公示送達関係	二二三
地方公共団体	
公債償還（埼玉県・東京都）	
旅行関係	二二五
会社その他	二二六
会社決算公告	二二九

省 令

○経済産業省令第七号
商標法の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十六号）の施行に伴い、商標法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年二月十五日

経済産業大臣 二階 俊博

商標法施行規則等の一部を改正する省令
（商標法施行規則の一部改正）

第一条 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「から第九項まで」を「から第十項まで」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第三項、第五項及び第八項」を「第四項、第六項及び第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 地域団体商標の商標登録出願についての願書は、様式第三の二により作成しなければならない。第八条中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第十六条第五項中「から様式第二十八まで」を「から様式第二十八の二まで」に、様式第六十一の五を「様式第六十一の二」に改める。

第十九条第一項中「第十九号まで」の次に「第七條の二第一項」を加える。

第二十一条中「第七條第三項、の二、第七條の二第四項」を加える。

様式第三の二の欄に「代理人」とあるときは、「商標登録出願人」の「代表者」の欄及び印は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。また「商標法第七條第一項に規定する法人であることを証明する書面」は、登記事項証明書とする。とする。

様式第三の二（第2条関係）

【書類名】 地域団体商標登録願

（【整理番号】）

（【提出日】） 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品（指定役務）】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）